

BOOKOFF CORPORATION

A O 1 第 1 号

定 款

ブックオフコーポレーション株式会社

ブックオフコーポレーション株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ブックオフコーポレーション株式会社と称し、英文では、**BOOKOFF CORPORATION LIMITED** と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 書籍、コンパクトディスク、ビデオテープ、レーザーディスク、デジタルビデオディスク、ゲームソフト、家庭用電化製品及びパソコン、ワープロ等の事務用機器、スポーツ用品、幼児用品、玩具、婦人服、紳士服、子供服、服飾雑貨、家具、日用雑貨品、時計、宝石、貴金属等の各中古品の仕入、補修、加工、販売及び輸出入
- 2 中古書籍、コンパクトディスク等のインターネット上での仕入、補修、加工、販売及び輸出入
- 3 インターネット上のショッピングモールの開設
- 4 中古書籍等のフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業務
- 5 フランチャイズチェーン加盟店舗、店舗内の設備及び什器備品並びに営業権の売買
- 6 書籍、幼児用品、玩具、日用雑貨品、衣料品、洋品雑貨、衣料用繊維製品、文房具、事務用品、オフィス家具、インテリア商品の仕入、販売及び輸出入
- 7 上記以外の中古物品の仕入、補修、加工、販売及び輸出入
- 8 レコード、コンパクトディスク、録音テープ、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、ゲームソフトの賃貸及び販売
- 9 映画、演劇、演芸の興行及び仲介斡旋業
- 10 古物の輸出入に関する代理業務
- 11 クレジットカード取次に関する業務
- 12 写真現像等の営業に関する業務
- 13 飲食店の経営
- 14 食料品、飲料品の販売
- 15 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理及び鑑定

- 1 6 店舗用建物及び附属設備の建築ならびに内装工事の企画、設計、施工及び管理
- 1 7 店舗用建物内の設備、什器、機械、装置の売買、賃貸及び保守
- 1 8 有価証券の取得及び保有
- 1 9 貨物及び荷物の荷捌き及び保管・管理
- 2 0 貨物運送取扱事業
- 2 1 融資、保証及び債権買取を含めた信用供与
- 2 2 経営一般に関するコンサルティング
- 2 3 会社の合併ならびに技術、販売、製造等の提携の斡旋
- 2 4 投資事業組合財産の運用及び管理
- 2 5 中小企業等投資事業有限責任組合財産の運営及び管理
- 2 6 投資顧問業
- 2 7 児童用教育器材の開発・販売及び輸出入
- 2 8 カルチャー教室の企画及び経営
- 2 9 児童用遊具施設の企画・設計・運営及び管理
- 3 0 損害保険代理業ならびに生命保険募集に関する業務
- 3 1 その他上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神奈川県相模原市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず必要があるときは、取締役会の決議によって、あ

あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。

2 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が招集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する

書面を、当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、14名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。

2 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第30条 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任免除)

第40条 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第45条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。